

長 介 第 403 号
令和 5 年 6 月 1 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

令和 3 年度介護報酬改定における改定事項の経過措置期間終了に係る
対応について（通知）

日頃から、当市の介護保険事業に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年度介護報酬改定における改定事項のうち、下記については経過措置として令和 6 年 3 月 31 日までの間は努力義務とされていますが、令和 6 年 4 月 1 日以降は実施が義務化されます。つきましては、未実施の事項がある場合は、今年度中に対応する必要がありますので、計画的に取り組んでください。

記

1 令和 6 年 4 月 1 日以降、義務化される事項

サービス種類により、義務化される事項が異なりますので、別紙を参照してください。

(1) 感染症対策の強化【全サービス共通】

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染症対策委員会の設置・開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等が求められる。

【参考】

○厚生労働省「介護現場における感染症対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001048002.pdf>

○厚生労働省「介護職員のための感染対策マニュアル」

（施設系）<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>

（通所系）<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>

（訪問系）<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>

(2) 業務継続計画（BCP）の策定【全サービス共通】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画（BCP）策定、研修の実施、訓練の実施等が求められる。

【参考】

○厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

○厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

○介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

(3) 高齢者虐待防止の推進（運営規程に定める必要あり）【全サービス共通】

利用者・入所者の人権の擁護・虐待防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置が求められる。

【参考】

○高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

(4) 認知症介護基礎研修の受講【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援・介護予防支援を除くサービス】

認知症について理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが求められる。

【参考】

○令和5年度新潟県認知症介護研修（新潟県ホームページ）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/1356916509161.html>

(5) 栄養ケア・マネジメントの充実【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことが求められる。

なお、上記体制を整備した場合、「介護給付費算定に係る体制等届出書」の「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」欄を「なし」から「あり」として届け出てください。

※経過措置期間中に体制等届出書の提出がない場合は、減算となります。

(6) 口腔衛生管理の強化【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことが求められる。

2 運営規程の変更に係る市への届出について

上記1(3)の事項については、令和6年3月31日までに運営規程に定めることが求められています。運営規程に当該事項を追加した場合は、変更後10日以内に変更届を提出してください。上記1(3)以外の事項については、法令上、運営規程に定めることが求められているわけではありませんが、事業所・施設での取扱いを明らかにしておくため、運営規程に定めることが望ましいと考えます。運営規程について、追加・修正した場合は、変更後10日以内に変更届を提出してください。

担当：介護保険課介護事業推進係

渡邊（聖）・今井

電話：0258-39-2245／FAX：0258-39-2278

E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp